

北海道宿泊税条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(幕別町スキー場条例の一部改正)

第1条 幕別町スキー場条例(平成17年条例第101号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2号の表の備考に次の1項を加える。

4 宿泊者は、使用料とは別に北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）に基づく宿泊税を納めるものとする。

(幕別町アルコ236条例の一部改正)

第2条 幕別町アルコ236条例(平成17年条例第102号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考に次の1項を加える。

7 使用者は、使用料とは別に北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）に基づく宿泊税を納めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の幕別町スキー場条例及び幕別町アルコ236条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用し、施行日前の宿泊については、なお従前の例による。